

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）	
任用期間	令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	
職 種	愛媛県立図書館 図書館業務補助職員（短時間）（特定業務職員）	
採用予定人数	若干名	
従事すべき業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県立図書館におけるカウンター業務補助 ・愛媛県立図書館における図書資料整理補助 ・その他、愛媛県立図書館長が命じる業務 	
応募資格	<p>次に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しない者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共図書館又は大学図書館に勤務した経験を有する者 ・司書資格を有する者 ・大学で司書課程又は司書教諭課程を受講している者 ・大学図書館でボランティアに従事している者 ・図書館業務に興味・関心を有する者 	
勤務日及び勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務日は館長が命ずる日とし、年間 171 日以内とする。 ・勤務時間は 1 日につき 4 時間 00 分とする。 9 時 30 分～19 時 15 分のうち、館長が指定する 4 時間 	
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・報 酬：1 日当たり 4,842 円 ・通勤費用弁償：通勤に係る費用を別途支給 ・旅 費：一般職員の例により旅費を支給 ・期 末 手 当：なし 	
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・任用期間を満了したとき。（2 回まで更新あり） ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・図書館業務補助職員としてふさわしくない行為があったとき。 	
退職手当	退職手当の支給はありません。	
服 務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。 	
応募方法	募集期間	令和 8 年 6 月 3 日(水)から令和 8 年 6 月 24 日(水)
	選考方法	個別面接による
	面接日時	令和 8 年 7 月中旬予定（応相談）
	連絡先	<p>電話または電子メールにてご連絡ください。</p> <p>図書館業務補助職員募集係 宛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電 話：089-941-1441 ・メールアドレス：tosyokan@pref.ehime.lg.jp <p>※メールには必ずお電話番号をお書き添えください。</p>